



秋スタートだからできること

New!! 慶應義塾大学法科大学院(KLS)から海外のロースクールに留学へ。

2カ国の法曹資格の取得

(※「学士(法学)」の学位取得者、または2015年9月までに取得見込者に限ります。)

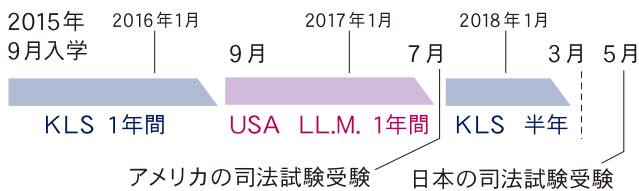
在学中にアメリカのロースクール(LL.M.)に1年留学。
日米合計2.5年の在学期間で、2カ国の法曹資格の
取得を目指す優秀者コース(毎年1名)

※米国司法試験は、各州によって、受験資格が異なるため、注意すること。

●奨学金により留学先ロースクールの授業料を援助します

受入ロースクール

UCLA(ロサンゼルス)、ワシントン大学(シアトル)



在学モデル(2015年秋入学の場合)

- 2015年度秋学期+2016年度春学期=最初の1年間はKLSで勉強
- 2016年度秋学期+2017年度春学期=次の1年間はアメリカのロースクールのLL.M.で勉強
※2017年7月にアメリカの司法試験受験
- 2017年度秋学期=帰国後の半年はKLSで勉強
※2018年5月に日本の司法試験受験

(選考)既修者コースの入学試験(法律基本科目6科目)の成績、TOEFLのスコア(PBT600以上、iBT100以上必須)、志願者報告書等で選考します。

半年間の海外留学

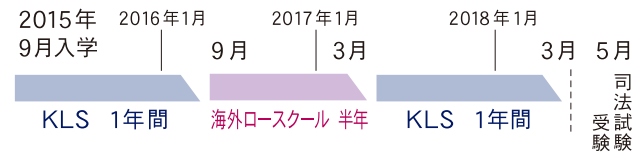
(※既卒者、2015年9月卒業見込者、飛び級による2015年9月入学見込者に限ります。)

2.5年の在学中の半年間、アジア・アメリカ・ヨーロッパの
提携先ロースクールに留学可能(毎年5名程度)

●提携校との交換留学制度 展開先端科目として単位認定(7単位)

受入ロースクール

コーネル、ジョージタウン、UCLA、
プリティッシュ=コロンビア(アメリカ・カナダ)、延世、成均館、
国立台湾、シンガポール・マネージメント(アジア)、
パリ政治学院(ヨーロッパ)など



在学モデル(2015年秋入学の場合)

- 2015年度秋学期+2016年度春学期
最初の1年間はKLSで勉強
- 2016年度秋学期
半年間、海外ロースクールで勉強
- 2017年度春学期+秋学期=
帰国後の1年間はKLSで勉強
※2018年5月に日本の司法試験受験



2014年度留学生を囲む会の様子
(KLSへの留学生は毎年15名程度)

法律英語科目でしっかり留学準備

●KLSで学べる英語科目

Introduction to American Law, Presenting Japanese Law,
Comparative Corporate Law, Corporate Finance and Law,
International Business Transactions, International IP
Licensing Agreements
International Commercial Arbitration など、
入門講座から先端ビジネス・ローまで18講座(2014年度)を開講

(注)慶應義塾大学法科大学院は、グローバル法曹の養成を目的とした、
英語のみで学位取得が可能となる日本版LL.M.(法務修士1年コース)の
開設を目指しています。

修了後のギャップタームに、アメリカLSのサマースクールへ

●グローバル募金から補助があります(2014年は4名派遣)

受入ロースクール

ワシントン大学(シアトル) (※詳しくはP.28参照)
ジョージタウン大学(ロンドンサマープログラム)



New!! 仕事を続けながら、「未修チャレンジコース」(夜間・土曜)で学び、適性を探る。

社会人・他学部・他研究科出身者対象

(※既卒者、2015年9月卒業見込者、飛び級による2015年9月入学見込者に限ります。)

法律学の基礎を学びながら、法曹としての適性を判断し、
翌年度の春学期からロースクールへ

KLS入学

チャレンジコース

民法 刑法

法律学の基礎を学び、
適性を判断しロースクール
へ進学

1年 2年 3年

未修者コース
標準型3年で修了

本コースは、通常の未修者コースでは春学期(15単位)→秋学期(15単位)の2学期
かけて履修する1年次配当の法律基本科目を、秋学期(6単位)→春学期(12単位)→
秋学期(12単位)の3学期かけて履修するコースです。最初の秋学期の授業は、最も
基礎的な科目(民法I(4単位)および刑法I(2単位))のみを前倒しで、夜間または
土曜に開講します(2015年度は土曜日に開講予定)。社会人の皆さんは、仕事を辞め
ることなく、半年間、科目等履修生として、「チャレンジコース」で勉強し、自己の法曹
としての適性をじっくりと判断した上で、翌年度の春学期に正規の学生として入学
することができません。法曹を目指すかどうか迷っている皆さん、まずは本法科大学院
の「チャレンジコース」の扉を叩いてみてください。

教育訓練給付金「専門実践教育訓練講座」(厚生労働大臣指定)について
社会人または社会人経験者を対象とした「専門実践教育訓練給付金」制度が、2015年度入学生
より適用となります。概要、申請手続等の詳細は、ハローワークのWebサイトをご確認ください。